住民基本台帳ネットワークシステムが稼働
個人情報保護の対策は万全か

議員　住民基本台帳ネットワークシステムの第一次稼働から一か月が過ぎたが、個人情報の漏えいと情報が不正に使用されるおそれから施行延期を要請した自治体は三九にも及んだ。本市も個人情報保護のため、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働中止を国へ要請すべきと思うが、見解は。

助役　住民基本台帳ネットワークシステムについては、法制度面、技術面、運用面などから個人情報保護に対して万全の措置がとられている。したがって、国への稼働中止要請は考えていない。

議員　本市では、住民基本台帳ネットワークへの参入の是非をどう検討してきたのか。

市民部長　改正住民基本台帳法が平成十一年八月に成立し、十四年八月五日施行と定められた。平塚市個人情報保護条例第九条では、個人情報の利用および提供の制限を規定しているが、法令の規定に基づき利用し、または、提供するときはこの限りではないとしている。したがって、住民基本台帳ネットワークに関する個人情報の提供は可能と判断したため、本市では、法律どおり実施したものである。なお、第一次稼働実施の前後に個人情報保護運営審議会委員には説明・報告を行っている。

議員　個人情報のセキュリティ対策はどのように講じているのか。

市民部長　専用回線の利用やファイアーウォール（不正侵入防止装置）により外部からの不正侵入を防止するとともに、通信の際にはデータの暗号化や通信相手のコンピュータの相互認証により、外部への情報漏えいを防止している。また、内部の不正利用を防止するため、操作者を限定し、ICカードとパスワードにより厳重に操作者の確認をしている。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する要綱等で個人情報保護の対策を講じている。

議員　情報の漏えいや不正利用等が起きた場合、本市の条例では、住民基本台帳ネットワークへの接続停止について明記されていない。どのように対応するのか。

助役・市民部長　セキュリティに関しては万全な対策をとっているが、万一、住民基本台帳ネットワークシステムへの不正アクセスや情報の漏えい等の徴候を発見した場合には、市が策定した緊急時対応計画書に基づき不正行為や障害発生時の状況により、本人確認情報通知のための電気通信回線の停止を行う。併せて原因を究明し、再発防止対策等をとっていく。

住民票コードの通知
市民からの苦情は

議員　住民票コードの通知に関して、多くの市民から苦情が出ていると思うが、苦情の内容と対応について聞きたい。

市民部長　住民票コードの通知には、圧着シールタイプのはがきの表面に模様を施すなど中が見えない措置を講じた。しかし、八月末現在では、「住民票コードが透けて見える」二四七件、「住民票コードの変更は可能か」一三四件、「通知書の返却」一一件、その他住民票コードに関する確認等の問い合わせがあった。これらの方々には制度の趣旨を説明し理解を求めたが、不安な方々には住民票コードを変更できることを説明し、手続きをとってもらったケースもある。

議員　本人情報の提供中止を求める請求はあったのか。

市民部長　五人の市民から請求が出されている。

システムの改修経費

議員　システム構築にかかった経費と運営経費について聞きたい。

市民部長　システム改修費が約八八〇〇万円、一次稼働分の機器の使用料等が約八九〇万円となっている。来年度以降の運営経費については、今後詰めていく考えである。

消費生活センター
県は廃止の方針　本市の対応尋ねる

議員　BSEや食品の不正表示、違法添加物と無認可農薬の販売・使用など多くの事件が発生し、業界と消費者保護行政に対する消費者の信頼は失われた。これらを背景に県平塚消費生活センターの苦情相談件数は、年々増加の一途をたどっているが、同センターは閉鎖される予定である。エリア内の三市二町では県に対してどのような要請を行っているのか伺いたい。

市民部長　今後の消費者保護行政の事務が円滑に進められ、相談者の利便性が図られるよう県知事あてに中央消費生活センターの相模川以西への新築、もしくは同等の機能を有する分室の検討、地域担当制度の充実、消費生活相談体制整備推進事業補助金の見直しなど十一項目について、八月末に県へ要望書を提出し、回答を待っているところである。

議員　十三年度の県平塚消費生活センターの相談件数の内、四八・三％は平塚市民であった。同センターの存廃にかかわらず、市立の消費生活センターを開設し充実させることは必要と思うが、市はどう考えているのか。

市民部長　消費生活センターは、消費生活啓発事業等の消費者保護行政全般を行う拠点となるので、県、三市二町、消費生活相談員・消費者団体との連携、意見交換を十分行い、市で設置していく方向で考えている。

農業の持続的発展めざし
農村環境計画を策定

議員　平成十二年三月に出された産業活性化ビジョン―農業調査報告書―の経過を踏まえて、十四年三月に農村環境計画が策定された。いろいろと計画等が出ているが、本市は、農業の将来像をどのように考えているのか。

経済部長　本市の農業は、京浜の大消費地が近いという有利な条件を生かし、稲作を基盤に施設園芸、露地野菜、酪農等幅広い形態で営農がなされている。農業従事者の高齢化、減反、輸入農産物等の課題も抱えているが、今後もこの形態に大きな変化はないと考えている。そのような中で、食糧の安定供給と環境を守り、環境と共生していくための対応を視野に入れ、農村が持つ多面的機能を十分発揮しながら、農業の持続的発展を目指していきたいと考えている。

片岡地区での稲刈り

議員　この農村環境計画は、上位計画となる新平塚市総合計画改訂基本計画や平塚産業活性化ビジョンなどとはどう整合性を図っているのか。

経済部長　本計画は国の食料・農業・農村基本計画をはじめ県や本市の上位計画を尊重し、農業振興地域における農村や農業基盤整備の在り方をまとめたものである。これまでも農業・農村の振興を図るため農業の基盤整備を計画的に実施し、農業生産の効率性、利便性、維持管理の軽減に努めてきた。しかし、農業生産活動による環境への影響が認識されはじめ、今後、農業農村基盤整備に当たっては、この計画を指針に農業振興地域における

生産緑地の指定状況等聞く

議員　平成三年十二月に生産緑地法が改正されたが、市内の生産緑地の指定状況を伺いたい。

都市計画部長　法改正後の平成四年十一月では三四七か所、五〇・四ヘクタールを指定したが、十四年三月末現在では、三七五か所、五四・八ヘクタールとなっている。

議員　追加指定の際の基準を伺いたい。

都市計画部長　追加指定基準は、①都市環境の向上の観点から公園緑地等公共施設用地として計画的に確保すべき農地等で、都市計画施設の区域内にあるもの。②農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図る上で、必要と認められる一団の農地として、すでに指定している生産緑地の拡大等になるもの、または、街区公園等に準ずる緑地効果が期待できるものである。

議員　生産緑地法第一〇条にある生産緑地の買い取りはどのような場合に行われるのか。

都市計画部長　買い取りの申し出要件は、①指定後三〇年が経過した場合。②生産緑地の農業の主たる従事者が死亡した場合。③生産緑地の農業の主たる従事者が農業に従事することが不可能な故障に至った場合である。所有者から買い取り申請が出されると県や県住宅供給公社に照会し、買い取り希望がない場合は農業委員会を通じて他の農業従事者にあっせんを行っている。なお、市で買い取ったケースは今までない。

民事法律扶助事業に対する財政措置の充実に関する意見書

平成十二年に成立した民事法律扶助法に基づく法律扶助事業に対しては、国が十分な財政措置を講じることが当然の前提とされている。

しかし、神奈川県下の民事法律扶助事業の現状では、予算不足のため、本来扶助を受けるべき者が受けられない事態が生じており、財団法人法律扶助協会神奈川支部においては、平成十四年度は、当初から限られた事業、資金の枠内に事業計画を収めるべく援助を抑制している状態である。

このような事態を放置すれば、経済的弱者の司法へのアクセスを閉ざし、憲法第三三条の理念、民事法律扶助法の目的に反することにもなりかねない。

よって、国におかれては、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障し、利用しやすい司法を実現するために、平成十四年度補正予算において、民事法律扶助事業に対する国庫補助金について十分な財政措置を講ずるとともに、来年度以降、当初予算から同事業に対する十分な国庫補助金を確保するよう要望する。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年九月二十七日

平塚市議会

各種事業を立案し、地域資源の保全・改善・活用を図り、環境に配慮した整備を進める考えである。